

協賛店規約書

第1条(目的)

株式会社プレジール(以下、「当社」)は、当社がもつ各社媒体を通して、協賛店の顧客増を図るためのPR活動を行います。また、協賛店が「コロナに負けない免疫力UPを応援します」をテーマにしたアピールツールを使用しPRを行うことにより、地域の活性化に繋げていくことを目的とします。

第2条(協賛店登録申し込み)

協賛店への登録希望者は、当社の定める「株式会社プレジール協賛店申込」(以下、「申込書」)に必要事項を記入し当社に提出するものとします。ただし以下の場合、当社は申し込みを拒否できるものとします。

申込書に虚偽の記載があった場合違法であるもの、犯罪行為を構成するもの、及び公序良俗に反するもの生命及び身体に危険をおよぼすおそれがある場合射幸心をあおるもの他の協賛店、会員その他第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権等知的財産権を侵害する場合、他の協賛店、会員その他第三者の財産またはプライバシーを侵害する場合その他会員に提供する商品またはサービスとして不適切である場合、株式会社プレジールの業務にふさわしくないと判断した場合

第3条(協賛店の義務)

協賛店は、アピールツールを使用しPRを行うものとします。

協賛店は、協賛店の義務の内容が当社の信頼及び品質を損ねることのないようにします。

第4条(協賛店登録変更届)

協賛店は、店舗の閉鎖および住所、店舗名、電話番号、その他申込事項に変更があった場合、速やかに当社に変更届を提出するものとします。

第5条(解約)

協賛店登録を都合により解約する場合、書面を持って届け出ることとします。

第6条(損害賠償・免責)

協賛店は、当規約に関連する業務により当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

協賛店は、第三者との間でトラブルが発生した場合、協賛店の責任で解決するものとし当社は一切の責任を負わないものとします。

当社は、協賛店運営の中止、中断、変更により、協賛店が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

第7条(規約の変更)

この規約の内容は、必要に応じ、協賛店の事前の承諾を得ることなく、変更することがあります。

この規約の変更する場合には当社ホームページ又は事業紹介サイトにあらかじめ変更内容及び変更時期を提示することにより行うものとします。

第8条(協議事項)

当規約に定めのない事項については、相互に誠意を持って協議の上、解決するものとします。

第9条(付足)

この規約は、令和2年12月25日から実施します。